

令和2年1月に契約する工事から 新潟県発注工事の施工には すべての下請負人について 社会保険等への加入が必要です!

新潟県では、建設工事請負基準約款を改正し、令和2年1月1日以降に新たに締結する建設工事の契約においては、二次下請以下の下請負人も社会保険等の加入が必要になります。

違反した場合、元請業者が指名停止や工事成績減点を受ける場合があります。

対象となる下請負人は？

建設業許可を有する方で社会保険等の加入義務のある方が対象となります。

下請負人の加入状況を知りたい時は？

新潟県ホームページの建設業許可業者リストにて加入状況を確認できます。
(令和元年8月から)
※加入状況変更の届出が反映されるには時間を要する場合があります。

- ・社会保険等とは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を示し、加入義務のない方は加入しているものとみなします。
- ・健康保険被保険者適用除外の承認を受け、建設国保等に加入している場合は、健康保険に加入していることとなります。
- ・特別な事情*があると発注者が認めた時は、社会保険等未加入業者を下請負人とすることができる場合もあります。
- ・社会保険等加入の要否については、新潟県ホームページ「建設企業向け総合情報ガイド」を御覧ください。
- ・どの保険に加入すべきかわからない場合には、最寄りのハローワーク(雇用保険)、年金事務所(健康保険、厚生年金保険)にお問い合わせください。

*災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術等を必要とする工事で、そうした技術を有する者を下請負人としなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。



土木部マスコットキャラクター
こめゆきくん



新潟県土木部監理課建設業室

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/>
TEL 025-280-5386 FAX 025-285-3572 E-mail ngt080010@pref.niigata.lg.jp

新潟県 建設企業

検索